

【用語】農間—農業の合間 田畑作余り—耕作しない土地が増えること 奢—長し—贅沢を好み 難儀—苦しみ、迷惑、困難 奉行所—幕府の勘定奉行所 湯屋—風呂屋、銭湯 髪結床—びん 鬢・月代を剃り、髪を結うことを業とする者 大小拵—大小の刀拵え 研屋—刃物などを研ぐ店 巨細—委細 御請印形—承知して間違いないことを確認した印をおすこと 代官所—幕府代官の支配所 新田郡武蔵島村—新田郡尾島町 手附—代官所の属吏で、下級幕臣の子弟のなかから代官の推薦で任命され、民政事務にあたった 手代—手附に対して、農民から取り立てられた代官所の属吏 立場—宿場町のはずれや間の宿に設けられた茶屋 一流—一統、一同 渡世—生業、職業 煮売—飯や副食などを煮て売ること、また兼業する茶屋 腰物売買—大小の刀の販売 【解説】幕府は文政十年（一八二七）、ますます深刻化する関東農村の荒廃に対処するため、その復興と治安の取締りを主眼とした改革に着手し、関東取締出役を通じて改革の主要政策である組合村の設置や農間の諸営業調査を行なった。

この文書は、新田郡武蔵島村が関東取締出役に提出した農間渡世人調査の請書と報告書の控である。これは事前に示された様式にあわせて作成され、職種も湯屋・髪結床など人が集まる場所や刀剣類を扱う者など、治安取締りのうえで把握が必要なものに限られたため、ここに書かれた職業が当時の村のすべてではない。武蔵島村では全戸数の三四割が農業以外の職種に携わり、三軒の居酒屋と湯屋一軒があったことがわかる。この時、同時に新規の開業が禁止されたが、以後も農間渡世人の増加は続き、天保の飢饉が終期に近づいた天保七年（一八三六）から十四年にかけて、関東取締出役は再度調査を実施した。なお、この調査では文政期に存在した渡世人に加え、例示した以外の職種もすべて報告させている。